

まちづくりに関する条例等調査検討業務委託

公募型プロポーザル募集要項

平成 30 年 7 月

浦安市 企画部 企画政策課

1 趣旨

本募集要項は、まちづくりに関する条例等調査検討業務（以下「業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

※本募集要項における「まちづくりに関する条例等」とは、市民や議会、市の役割や責務、また、情報公開や市民参加など、自治運営の基本原則を定める条例をいう。

2 概要

(1) 件名

まちづくりに関する条例等調査検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「まちづくりに関する条例等調査検討業務委託内容書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 22 日

(4) 予算額

4,300,000 円（税込）以内とする。

3 担当課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号（市役所 5 階）

浦安市企画部企画政策課 春田・戸邊・大木

TEL : 047-712-6039 E-Mail : kikaku@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	平成 30 年 7 月 6 日（金）
質問の締切	平成 30 年 7 月 13 日（金）午後 1 時
質問への回答	平成 30 年 7 月 19 日（木）
応募締切（応募書類の提出期限） （第 1 次審査）	平成 30 年 7 月 24 日（火）午後 5 時
第 1 次審査結果の通知	平成 30 年 7 月 27 日（金）予定
提案書の提出期限	平成 30 年 8 月 3 日（金）午後 5 時
ヒアリングの実施	平成 30 年 8 月 9 日（木）予定

(第2次審査)

審査結果の公表	平成30年8月中旬予定
契約協議・契約の締結	平成30年8月下旬予定

5 応募手続

(1) 募集の実施

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

募集期間は、平成30年7月6日(金)から平成30年7月24日(火)午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

①質問事項は、「まちづくりに関する条例等調査検討業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書(様式5)に必要事項を記入し、「3 担当課」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

②質問の受付期間は、平成30年7月6日(金)から平成30年7月13日(金)午後1時までとする。

③質問に対する回答は、平成30年7月19日(木)から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は応募様式集に従うものとする。

①受付期間

平成30年7月6日(金)から平成30年7月24日(火)(土日祝日を除く)

②受付時間

午前9時から午後5時(正午～午後1時を除く)

③提出先

浦安市企画部企画政策課

④提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。
なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

⑤提出書類

別表1のとおりとする。

⑥提出部数

原本1部 コピー12部

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする

(4) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

①受付期間

平成30年7月27日（金）から平成30年8月3日（金）（土日を除く）

②受付時間

午前9時から午後5時（正午～午後1時を除く）

③提出先

浦安市企画部企画政策課

④提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

⑤提出書類

別表2のとおりとする。

⑥提出部数

原本1部 コピー12部

(5) ヒアリングの実施

①実施日時等

平成30年8月9日（木）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

②出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含めて4名以内とする。

③ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内（プロジェクターの使用も可）及び質疑応答10分程度の30分程度を予定とする。なお説明は、先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

イ 平成30年度浦安市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- ウ 応募の提出日から契約の締結日までに、浦安市の一般競争入札停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- キ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税の滞納がある者でないこと。
- ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の応募締め切り日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- ケ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が参加申込をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人でないこと。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

業務委託予定者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成員は次のとおりとする。

委員長	企画部長
委員	企画部次長
委員	企画政策課長
委員	法務文書課長
委員	協働推進課長

(2) 第 1 次審査

選定委員会は、提出された応募書類を審査し、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表 3「第 1 次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い 5 社程度を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者数が 5 社程度の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(3) 第2次審査

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表4「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点（評価合計点の70%以上のものに限る）を獲得した応募者を業務委託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得したものが複数あった場合は、技術提案が最も高い応募者を業務委託予定者として選定する。

(4) 審査結果の通知

- ①第1次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ②第2次審査の結果については、第2次審査対象者にEメールで通知するとともに、業務委託予定者を浦安市公式ホームページで公表する。なお、業務委託予定者以外の提案書については、返却を希望する場合を除き、契約締結後に本市において破棄する。
- ③審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ④応募者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 契約協議及び契約

- ①市は第2次審査の結果を踏まえ、業務委託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行うものとする。
- ②前項の協議が整わない場合は、第2次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

別表 1

応募書類の内容

大項目	項 目	内 容 説 明	様式等
	参加申込書	様式に従って作成してください。	様式 1
	応募書類表紙	様式に従って作成してください。	様式 2
応募者の概要 及び実績	①応募者（会社） の概要	会社概要をご用意ください。あわせて貴社の技術者数及び資格者等について記載してください。	自由 A4：2枚以内
	②応募者（会社） の業務実績一覧	貴社の当該業務に類似した業務実績を様式に従い記載してください。	様式 3
業務体制 及び 主担当者の 実績	①業務体制	受託した場合の業務体制（執行支援体制、主担当者の氏名、業務内容等）を様式に従い記載してください。	様式 4 - 1
	②主担当者の 主要業務実績	様式に従って記載してください。	様式 4 - 2
	基本姿勢書	本件業務の実施に際して、基本的な取り組み姿勢及び方針などを記載してください。	自由 A4：1枚以内
	質問書	質問がある場合のみ、様式に従って作成してください。	様式 5
	誓約書	浦安市入札参加業者適格者名簿に登録されていない場合のみ、様式に従って記載してください。	様式 6

別表 2

提案書の内容

大項目	項目	内容説明	様式等	備考
提案内容	①基礎調査	どのような観点から、条例制定に際しての基礎調査を実施し、関連条例などとの整理をすべきかについて基本的視点を提案してください。	自由 A4 1枚以内	
	②条例の基本構造	どのような観点から、条例の基本構造の検討を進めていくのかについて基本的視点を提案してください。	自由 A4 1枚以内	
	③検討体制の検討・準備	庁内や有識者等による検討、市民参加手法など条例の検討体制について、具体的に提案してください。	自由 A4 1枚以内	
	④創造提案書	貴社が本業務を受託した場合、本業務をより有効にするための創造的な提案をしてください。	自由 A4 1枚以内	
業務工程書	業務スケジュールを提示してください。 なお、内容書記載の業務項目ごとに業務スケジュールを明示してください。	自由		
業務費調書	見積書を提出してください。なお、契約期間を踏まえ適正な業務費調書の提出に留意してください。	自由		

別表 3

第 1 次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
業務体制	受託した場合の業務体制を評価する。特に実施体制、支援体制、責任者、主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）、補助スタッフ等の人数、役割分担等の具体的内容を中心に評価する。	10
取り組みの姿勢	応募者の取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。	10
合 計		20

別表 4

第 2 次審査の評価基準

		評価項目	判断基準	配点
技術力と実施体制	業務の中心	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したかどうかについて、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い (15) ②高い (13) ③中位 (11) ④やや低い (7) ⑤低い (0)	15
		取り組み意欲	企画提案に関する補足説明が明確であり、業務に対する取り組み意欲が強く感じられるかどうかについて、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い (15) ②高い (13) ③中位 (11) ④やや低い (7) ⑤低い (0)	15
	役割を担う担当者	コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快で、かつ迅速かどうかについて、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い (15) ②高い (13) ③中位 (11) ④やや低い (7) ⑤低い (0)	15
		応募者の実績	応募者の業務実績を評価する。 特に「まちづくりに関する条例制定の支援業務」(※)に関する実績について、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い (15) ②高い (13) ③中位 (11) ④やや低い (7) ⑤低い (0)	15
		実施体制	組織としての推進体制・熱意について、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い (15) ②高い (13) ③中位 (11) ④やや低い (7) ⑤低い (0)	15

技術提案	基礎調査	<p>条例制定に際しての基礎調査や関連条例などとの整理にあたっての考え方、着眼点、見識について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い (15) ②高い (13)</p> <p>③中位 (11) ④やや低い (7)</p> <p>⑤低い (0)</p>	15
	条例の基本構造	<p>条例の基本構造の考え方、着眼点、見識について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い (15) ②高い (13)</p> <p>③中位 (11) ④やや低い (7)</p> <p>⑤低い (0)</p>	15
	検討体制の検討・準備	<p>検討体制についての考え方、着眼点、見識について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い (15) ②高い (13)</p> <p>③中位 (11) ④やや低い (7)</p> <p>⑤低い (0)</p>	15
	創造提案書	<p>提案創造業務の独創性と効果等について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い (15) ②高い (13)</p> <p>③中位 (11) ④やや低い (7)</p> <p>⑤低い (0)</p>	15
合 計			135

(※) ここでいう「まちづくりに関する条例制定の支援業務」とは、まちづくりに関する条例の他、官公庁でいう総合計画などの各計画の策定、官公庁が実施する市民討論会、公聴会、ワークショップなどの市民会議が行われる市民参加に関わる事業の実施に関する支援業務を指す。

まちづくりに関する条例等調査検討業務委託内容書

第1 業務目的

現在、本市の発展の礎となった埋立地での開発が終盤に差し掛かり、これまでの「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」を迎え、また、「若いまち」といわれてきた本市においても、高齢化の進展に伴い、人口構造の変化が予想されている。

また、地方自治をさらに推進し、地域の実情や市民ニーズに即した市政運営を行っていくためには、市民や議会、市が互いに連携・協力して、まちづくりを進めていく必要がある。

このようななか、市民や議会、市の役割や責務、また、情報公開や市民参加など、自治運営の基本原則を定める条例（以下、「まちづくりに関する条例等」という）が全国の自治体で制定されている。

そこで、本市においても、現状に適したまちづくりに関する条例等の制定を目指し、条例の基本構造や検討体制などについて検討するものである。

第2 業務内容

(1) 基礎調査

社会情勢や本市の現況調査など、条例制定作業を開始するにあたり、必要な基礎調査について企画を行い、基礎的資料の収集、現状分析、課題の把握等を行う。

また、既に同様のまちづくりに関する条例等を制定している他自治体の調査を行い、制定に至る背景や過程、制定された条例などに関して参考にする点や課題点を抽出する。

さらに、本市が既に制定している浦安市民憲章のほか、市民参加推進条例や情報公開条例など、既存の関連条例との関係性を整理するとともに、他自治体調査を基に未制定の条例の必要性の検証を行う。

(2) 条例の基本構造の検討

「(1) 基礎調査」における調査・検討の結果を踏まえ、本市に適した条例の基本構造について検討する。

(3) 検討体制の検討・準備

「(1) 基礎調査」、「(2) 条例の基本構造の検討」における調査・検討の結果を踏まえ、庁内や有識者等による検討、市民参加手法など、条例の検討体制について検討・準備を行う。特に、市民参加手法については以下の視点により行う。

○市民参加手法の検討・準備

若年層を含め幅広い世代の意見やサイレントマジョリティーの声なき声など、様々な視点の意見を把握するために、具体的な実施方法や回数、市民参加の人数や選定方法、運営のルールなど、市民参加手法の検討・準備を行う。

(4) スケジュールの作成及び概算事業費の算出

まちづくりに関する条例等の検討の流れを整理し、会議等の日程や日程毎のスケジュール及び概算事業費などを作成する。

(5) 資料作成支援

市からの求めに応じ、庁内検討や議会説明などに必要となる資料の作成支援を行う。また、市との打ち合わせなどの際の会議資料及び会議記録の作成を行う。

(6) 方針の作成

まちづくりに関する条例等の制定について、基本的な方針の作成を行う。

第3 成果品

報告書 A4 製本（カラー） 30 冊
電子データ一式 CD-R 1 枚